

「私立幼稚園等環境整備費補助」(令和7年度) に関するお知らせ

幼児教育の質の向上のため、各幼稚園等が遊具等の環境整備を行う場合に経費の一部を補助します。



■ 制度概要

1 申請者の要件

都内に私立幼稚園及び私立の幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園を設置する設置者

2 補助対象経費・上限額

- (1) 私立幼稚園等施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対してその一部を補助する。
- (2) 補助対象経費の上限は1園当たり180万円とする。※R7年度事業から上限額変更

3 補助率

- (1) 学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園
(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。) 1/2
- (2) 交付決定年度(令和7年度)に幼稚園で、
翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園 1/2
- (3) (1) 及び (2) 以外の幼稚園 1/3

4 その他

- (1) 契約から支払いまでを令和7年度中(令和7年4月1日から令和8年3月31日)に行うものが対象になります。期間外の項目があった場合は、補助対象外になります。
- (2) 園庭や園舎に固着させるものは、施設整備に該当するため、補助対象外になります。
※遊具を安全に使用するための必要最低限の設置を除く
- (3) 0~2歳児のみが使用するものは補助対象外になります。
- (4) 教職員用のものは補助対象外になります。
- (5) 国から補助制度の変更等が示された結果、内容が変更となる場合があります。
- (6) 申請に係る詳細やスケジュール(予定)は別紙をご確認ください。

■ 問合せ先

東京都 生活文化スポーツ局 私学部
私学振興課(助成担当) 中村
アドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp
※メールでのお問合せにご協力下さい。
電話 03-5388-3182

